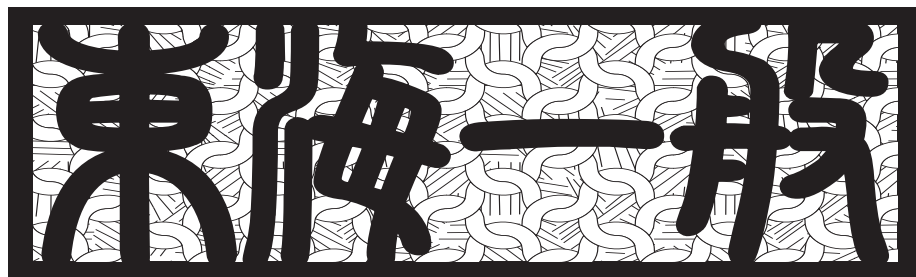


### 法律相談 まで対応 会社設立

多様化する現代。なにかとトラブルが悩みの種。そんな時、組合提携の弁護士・司法書士など専門家に相談するのが一番。相談料は30分5千円程度。女性も安心して相談できます。希望者は組合(担当:森永)へ連絡を。



東海建設業組合・三重県人材派遣連絡協議会

- 本部**  
四日市市芝田1丁目11-27 ☎(059)356-1017
- 中勢支部**  
津市上井町8-137-7ビル2F ☎(059)213-1193
- 伊賀支部**  
伊賀市上林670 ☎(059)213-1193
- 名張支部**  
名張市緑が丘東182 ☎(059)213-1193



大橋裕子参議院議員 (社会民主党)

厚生労働省は今年11月からこれまで労災保険に加入できなかったフリーランス(個人事業主)を対象に、原則、全業種に広げる方向で議論を進めています。対象者は20年時

## フリーランスの労災加入 大橋参議(社)と協議へ

11月実施

新制度では企業から業務を委託される全業種に認められ、建築士、測量士などの建築関連職種からデザイナー、コンサルティング業なども加入対象となります。

現在、労災保険に加入できない「特別加入制度」は、個人で建設業に従事する「一人親方」といった25業種が対象となつています。

点で約460万人に上ると見込まれています。

森永委員長は制度の詳細を確認する必要があるとして、大橋氏に今後の対応を含めた協議を要請し、快諾を得ました。

新制度に対応するため、労基局と協議を重ねてきました。この新制度に精通している大橋裕子参議院議員(社会民主党)から制度の関係文書を手、問題点が多い制度であることが判明しました。

個人で仕事を請け負うフリーランスは増加していますが、企業との雇用関係がなく、業務起因のケガや病気をしても療養費や休業補償が労災保険でカバーされないことが問題視されてきました。

**組合員の皆様へ** (株)とする前に **建設連合国保**は **健康保険適用除外制度**の受付を **令和7年2月から開始します**

**健康保険適用除外制度...とはなんですか?**

法人事業所および従業員が5人以上の個人事業所の従業員は、「健康保険(協会けんぽ)+厚生年金」に加入しなければなりません。しかし、国保組合の被保険者は所定の手続きを行うことで、法人事業所や従業員が5人以上になった場合でも建設連合国保に継続して加入することができます。(国が認めた制度です)

**現に当国保組合の組合員で、**

- 今の事業所が法人化した。
- 従業員が5人以上になった。
- 建設連合国保の組合員がいる上記の事業所で新たに従業員を雇った。
- 法人事業所を設立した。
- 従業員5人以上の個人事業所を設立した。
- 建設連合国保の組合員が社保完備の建設会社に就職をした。

制度の導入は令和7年2月です。**令和7年1月以前に制度の対象に該当することになった場合は、建設連合国保への加入資格がなくなる**ため、脱退していただくことになります。ご注意ください。ご不明な点等ございましたら、所属の支部へお問い合わせください。

**保険料は年齢だけ!「けんろう」より安く!**

県名	男女間賃金格差(指数)	平均勤続年数の男女差
岐阜	73.6	4.1
静岡	75.6	4.3
愛知	73.2	5.3
三重	74.7	4.2

## 女性賃金、男性の7〜8割 格差最大栃木、最小は高知

厚生労働省は、2023年の都道府県別の男女賃金格差を初めて指数化し公表しました。男性の賃金に対し女性の水準は7〜8割にとどまり、格差が最も大きいのは栃木で、最小は高知でした。管理職に占める女性の割合が低かったり、女性の平均勤続年数が短かったりする地域は賃金格差が大きくなる傾向にあると分析しています。

人口推計によると、65歳以上の高齢者は前年比2万人増の3625万人と過去最多を更新しました。推計は15日時点。総人口に占める割合も過去最高の29・3%。働く高齢者も増えており、4人に1人が就業しています。

## 3人に1人が65才以上

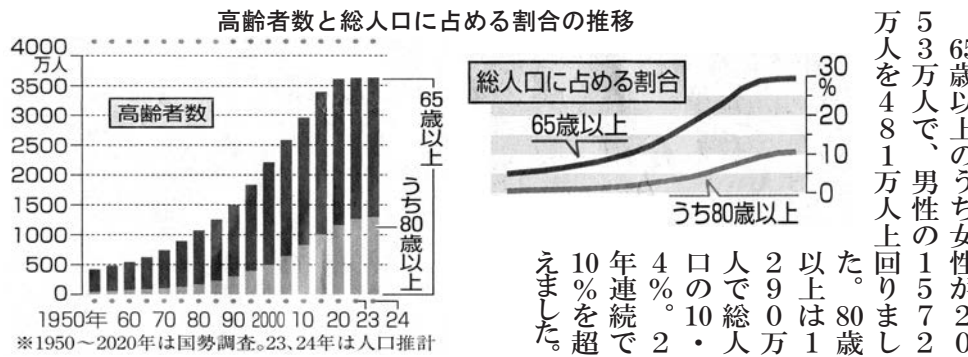
**医療機関の受診時に利用できるカード類**

- 健康保険証**: 12月2日から新規発行停止。発行済みの場合は最長1年間利用できる
- マイナ保険証**: マイナンバーカードに健康保険証の機能を搭載。本人が利用登録することで使用できる
- 資格確認書**: マイナ保険証を持っていない人に12月以降、順次送られる。保険証代わりに使える。有効期限は最長5年

**健康保険証 廃止まで3ヶ月**

健康保険証の廃止。政府は2022年、現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一本化したマイナ保険証を後継とする方針を表明。24年12月2日以降は新規発行されなくなり、マイナ保険証はマイナカードを取得し、利用登録することで使えます。患者の同意を条件に医師は薬の処方歴などを閲覧できます。政府は適切な治療につながる利点があると説明しますが、マイナカードの利用を促す姿勢に「強引」との批判もあります。

公的医療保険で受診時に使う現行の健康保険証は廃止期限12月2日)まで残り3カ月となりました。政府はマイナンバーカードに健康保険証の機能を持たせたマイナ保険証への一本化を目指し、テレビCMなどで普及を呼びかけるものの、利用率は低迷が続いています。医療関係者からは懸念の声が上がっています。



# 工事代金回収 支払督促と債権放棄

## 組合が代行 年内に手続き必要

工事代金の回収には「支払督促」が有効です。支払督促は、相手側の所在地を管轄する簡易裁判所を経由して手続きします。請求書を出しても音沙汰がない場合は効果てき

### 未回収代金の回収方法

#### ■ 支払督促の手続き

- ①相手側の所在地を管轄する簡易裁判所で手続き
  - イ 相手側から異議申立 ……裁判に移行
  - ロ 相手側から異議申立がない場合 ……強制執行
- 期間 1カ月程度
- 費用 未回収額で異なる。100万円以内であれば2万円程度必要。

#### ■ 債権放棄

内容証明書で相手側に未回収代金の放棄を通知することによりその年度に損金計上

めんです。どうしても回収出来ない場合は「債権放棄」しなければ経費に認められません。年内(十二月末日まで)に債権放棄の手続きをしないとその年度の経費にはなりません。こうした一連の手続きは組合で代行しますのでお気軽に相談してください。

### 賠償責任補償制度



工事中の損害や工事箇所が原因で他人にケガをさせたり、他人の財産を毀損した場合に支払う賠償金や裁判費用を補償するのが「賠償責任補償制度」です。資料請求は組合へ。担当者から説明します。

## パラアスリートがヒーローになる時代へ

2024年8月28日〜9月7日パリパラリンピックが開催されました。三重県でパラアスリートが活躍できる環境づくりをおこない、パリパラリンピック視察も行かれた佐野恒祐さんのお話です。大会、三重県勢の陸上競技の結果は、銅メダル獲得、全員入賞と大活躍の結果となりました。今回は、20代のメンバーも一緒に視察に行きました。新しい心の震えを感じ、パラスポーツの未来がみえたこと

を「障がいのある方がスポーツで光をあげる機会をつくる」パラリンピックや世界選手権を生で観てパラスポーツの持つチカラの虜になり競技者支援をして約8年になります。日本の普及環境は充分とは言えませんが、1歩づつではあります「競技者」としての道はできています。反面、日本と海外の差や三重県の社会課題もみえました。子どもたちへの出会う学習や障がい者採用相談から採用後定着率の安定に力をそそぎながら、三重県が住みやすく、生きやすいまちを目指しています。共生社会とは「一緒にゴー

ルを目指す」ことだと思っております。スポーツだからこそ共社会が実現すると思っております。スポーツを通じて障がい者の自立、保護者の方々が安心できる道筋をつくる事が自分ができる役割だと思っております。そんな自分の役割や将来の目標ができたこと、パラスポーツのおかげです。パラスポーツが社会を繋がるツールになったり、社会課題と向き合えたり解決ツールになると感じながら、障がいのある方やスポーツに助けてもらっています。未来のパラスポーツは明るい。2025年東京アフリカ杯、2026年愛知アジア大会、2028年ロスパラリンピック、ぜひ応援をよろしくお願



【お問合せ】佐野恒祐 (para@mienosports.info)



技能実習に代わり27年にも導入される新制度「育成就労」いたします。障がい雇用などにお困りの企業の方々、障がいのある方で競技スポーツにチャレンジしたい方などお声がけください。

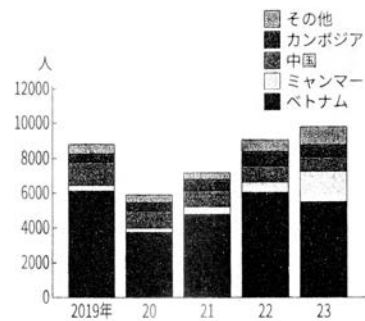
## パラハラなどで 失踪者昨年9753人

技能実習に代わり27年にも導入される新制度「育成就労」

は2年超働けば本人の意思で転職できるようになります。入管庁によると23年の失踪者は9753人で前年より747人増えました。22年末時点の在留実習生と23年の資格取得者を合計した約50万9千人に対し、失踪者の割合は1.9%でした。

19〜23年の失踪者4万607人のうち75%に当たる3万631人は既に出国したり摘発されたりして所在が判明していません。それ以外の9976人はどこにいるか分かっていません。技能実習生は原則3年間就労先を変えられません。職場に不満があっても我慢して残るか失踪し違法就労するか、二択になりがちで、人権侵害を生むと批判されてきました。これまで転職手続き中はアルバイトができないため、一定期間は無収入となる覚悟が

職場から姿を消す技能実習生が増加



ないに移籍しにくかった。生活費を得るため違法就労する場面もありました。新たな運用では週28時間までは職種を問わずアルバイトを認めます。人手不足対策の在留資格「特定技能」への移行を希望する場合は、試験に合格するまでの間、「特定活動」の資格での在留・就労を可能となります。

地震保険では地震による津波が原因となる火災、損壊、埋没、流失によって、保険の対象である建物または家財が損害を受けた場合に保険金が支払われます。注意しなければならぬのは、火災保険とセットに入する必要があります。詳しくは下記の代理店へ連絡を。

**提携代理店**

〒510-8112 三重郡川越町亀須新田120  
**(株)ウインライフ** 三重北勢支店  
 Tel 059-364-1155・Fax 059-364-1175

〒514-0075 三重県津市片田志袋町300-25  
**保険リード**  
 携帯 090-4083-2702

## 地震保険に加入 南海トラフ地震に対処を

### ワンツ一共済

病気・ケガから日常生活まで支給対象

かならず6ヶ月以内に届出

今月給付内容		
内容	件数	金額
病気	3件	186,000円
労災	0件	0円
その他	2件	60,000円
合計	5件	246,000円

**キックバック金額**

**鈴木 英敬** (衆議院議員) ※前 三重県知事 **280万円**

**吉川 ゆうみ** (参議院議員) **240万円**

**疑惑の旧安倍派議員**

左記の2名は、裏金事件の中心的派閥である旧安倍派の所属議員で、キックバックの疑惑が表面化しています。